

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害健康被害補償給付費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	長野
							424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	補償給付費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	・事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）						
対象者等	平成27年3月末現在 15歳未満 0人 15歳以上 616人 計 616人(平成26年3月末現在 626名) 参考(27年3月末現在) 特別区(19区) 計 14,603人 全国(全国40市区) 平成26年3月末現在：計 37,273人						
内容	現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の(1)～(8)の個別補償を行っている。 (1)医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）(2)療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給(3)障害補償費 障害等級(特級～3級)を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給(4)児童補償手当 障害等級(特級～3級)を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給(5)遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(10年間)(6)遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(7)葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給(8)診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部(＠1,000円)を補助(区単独事業)						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		792,951	757,889	730,603	700,149	662,459	643,757
①決算額(27年度は見込み)		755,773	726,408	704,492	669,175	660,116	626,846	678,938
②人件費等		15,110	16,499	17,355	1,584	13,561	15,127	
③減価償却費			9,151	12,596	12,263	10,140	10,078	
【事務分担当量】(%)		315	315	405	380	300	310	
合計(①+②+③)		770,883	752,058	734,443	683,022	683,817	652,051	678,938
特定財源の推移	国	755,605	726,216	704,202	669,022	659,941	626,579	678,778
	都							
	その他							
	一般財源	15,278	25,842	30,241	14,000	23,876	25,472	160
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	被認定者数(内15歳未満)	727	697	671	643	626	624	616
		0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	医療費、障害補償費等	660,116	扶助費	医療費、障害補償費等	626,846	扶助費	医療費、障害補償費等	678,938

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	被認定者数	643	626	616	606	600	目標値は、平均減少率から算出。
②	医療費(延べ件数)	13,055	11,767	11,267	11,297	11,260	目標値は、過去の実績から推定。
③							

(問題点・課題分析)	70歳以上の認定者が156名(25.0%)となり、患者の高齢者化が進んでいるため、遺族補償一時金のような不確定要素が増えると予想される。最高齢 97歳(1名)、低年齢者 28歳(4名)
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	正確かつ遅滞のない給付を行う	正確かつ遅滞なく給付を行った	引き続き正確かつ遅滞のない給付を行う
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況(要旨)	議(質問状)
-------	--------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害健康被害補償給付事務費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	鎌田
	01-01-02	事務費					424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。						
対象者等	平成27年3月現在 15歳未満0人 15歳以上616人 計 616人（平成26年3月末現在 626名）						
内容	<p>○認定審査会（委員11名/医師8名、法律1名、区職員2名）《見直し》有級者・年1回《更新期間》慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫3年、ぜん息性気管支炎2年・主治医診断報告書文書料（@3,996 @3,885）454件・（認定死亡患者等）医学的検査結果報告文書料（@3056）6件・医学的検査委託（@6,994～@21,416）557件</p> <p>○診療報酬審査会（委員6名/医師4名、薬剤師2名）・診療報酬取扱手数料 公害医療機関（@525 @540）4,737件・診療報酬取扱手数料 薬局（@262.5 @270）4,552件・診療報酬明細書作成事務手数料（国保連）非公害医療機関（@1,320、@1360）959件・療養費等支払事務委託料（国保連）患者割+均等割、手数料（@145.23）390件・レセプト内容点検事務委託（@102.6）10,310件・レセプト内容突合点検事務委託（@112.32）4,211件・レセプト内容入力委託（@36.64）10,257件</p> <p>○審査会（年12回開催）にて、障害補償費・遺族補償費・療養費・療養手当・遺族補償一時金・葬祭料の補償給付を行っている。（H27.3月末現在）</p>						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され（当区を含め23区中19区が指定された）、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額	30,437	30,871	29,867	28,245	32,773	25,444	24,730
①決算額（27年度は見込み）	28,022	28,748	27,276	28,557	29,395	22,946	24,730	
②人件費等	7,004	7,970	6,746	6,595	3,363	4,750		
③減価償却費		3,050	3,110	3,227	2,028	2,601		
【事務分担当量】（%）	100	105	100	100	60	80		
合計（①+②+③）	35,026	39,768	37,132	38,379	34,786	30,297	24,730	
特定財源の推移	国	18,711	19,134	18,512	18,459	19,634	16,937	12,363
	都							
	その他							
	一般財源	16,315	20,634	18,620	19,920	15,152	13,360	12,367
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	被認定者数	727	697	671	643	626	624	616
	認定審査回数	12	12	12	12	12	12	12
	認定審査会委員数	12	12	12	12	12	11	11
	診療審査委員数	5	5	5	5	5	6	6

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	医学的検査委託等	18,505	報酬	審査会委員報酬	3,098	報酬	審査会委員報酬	3,144
報償費	診療報酬手数料	5,431	報償費	診療報酬手数料	5,608	報償費	診療報酬手数料	5,786
報酬	審査会委員報酬	3,471	旅費	審査会委員費用弁償	16	旅費	審査会委員費用弁償	16
役務費	郵送料	938	需用費	トナーカートリッジ購入	454	需用費	各種帳票印刷費	711
需要費	各種帳票印刷等	503	役務費	認定患者宛郵送料	978	役務費	認定患者宛郵送料	1,020
償還金利息等	返還金	434	委託料	医学的検査委託料	12,447	委託料	医学的検査委託料	13,927
使用料等	公害システム機器使用料	126	使用料等	プリンター賃借料	126	使用料等	プリンター賃借料	126

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 被認定者数	643	626	616	600	585	平均減少率から算出
	② 認定審査会開催数(年)	12	12	12	12	12	実績
	③ 認定審査会1回当たりの診査件数 (平均)	53.5	51.6	59	54.7	54.7	3年間の数値を平均化したものを目標値(推定値)とした。

問題点・課題 (指標分析)	<p>荒川区転出入する認定患者の把握が困難である。患者による届出のみに委ねられている。転入元や転出先自治体担当課と連携をとり円滑に事務を進めているが、他に把握できる手段を模索検討する。</p> <p>また、認定患者が高齢化し、更新等手続きが困難な状況の患者が増えている。手厚い対応が求められている。</p>
	<p>（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）</p> <p>練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	更新手続き患者数が例年の3倍になるため検査、審査、通知発送の件数が増える。問い合わせも多く予測され、係で協力して対応する。	更新該当患者（制度開始年度患者を含む）が例年より多く、審査等の事務量が増え問合せも頻繁にあったが、係で協力し円滑に対応した。	医学的検査指定日に高齢化や仕事のため検査できず他の病院での検査が増えている。医療機関と連携を密にして審査会に取り組む。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ぜん息教室	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	丸山 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	ぜん息教室					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 55年度		根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	公害認定患者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・挿痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定患者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。						
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民						
内容	実施方法 患者と家族及びぜん息に関心のある方を対象に実施 平成26年度実績						
	講座内容	開催年月日	参加者数				
①「歌を歌って音楽療法」	1回目 7月11日(金)アクロスあらかわ	14名参加（成人対象）					
「歌を歌って音楽療法」	2回目 9月26日(金)アクロスあらかわ	36名参加（成人対象）					
②「ぜん息ストレッチ体操教室」	11月11日(木)荒川区役所北庁舎101会議室 30名参加（成人対象）						
周知方法	区報、チラシ（環境再生保全機構が作成）、区ホームページ、公害認定患者へダイレクトメール						
経過	児童対象ぜん息事業は15年度から17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっております（実績：22年度8人、23年度3名）24年度からは開催していない。 成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。						
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識を得ることで、病状の悪化を防ぐ。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		113	113	116	116	116	108
①決算額（27年度は見込み）		69	77	78	68	97	91	105
②人件費等		1,751	2,320	1,543	962	1,808	1,693	
③減価償却費			872	778	484	845	813	
【事務分担当量】（%）		25	30	25	15	25	25	
合計（①+②+③）		1,820	3,269	2,399	1,514	2,750	2,597	105
特定財源	国	67	50	24	35	97	39	89
	都							
	その他							
	一般財源	1,753	3,219	2,375	1,479	2,653	2,558	16
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	延べ参加者数	96	76	55	68	84	80	90
	対象者数	727	697	671	643	635	616	604
	大気医療助成（18歳以上）	745	956	1,058	1,175	1,248	1,465	1,400
	大気助成児童対象（18歳未満）	331	264	206	156	125	92	100

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼等	89	報償費	講師謝礼等	80	報償費	講師謝礼等	92
使用料等	施設使用料	5	需用費	消耗品費	5	需用費	消耗品費	6
需用費	消耗品費	3	役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	1
役務費	郵送料	0	使用料等	施設使用料	5	使用料等	施設使用料	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	参加率（％）	3.5	4.2	7.2	6.0	6.0	参加者/対象者(公害・大気患者)
②	延べ参加者数（人）	68	84	80	90	90	
③							

（問題点・課題分析）	参加申込者の拡大について、公害認定患者を対象とする福祉事業として、認定患者の減少・高齢化など、参加者の増加は見込めない状況にあるため、予防事業として、東京都大気汚染医療助成受給者やその家族、また、認定を受けていない患者に対しても事業PRが行き渡るような工夫が引き続き必要である。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」のため、予防事業は実施無し。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	教室開催については従来通り区報、荒川区ホームページに掲載する。また、区の施設にポスターやチラシを配布し周知を促す。	ダイレクトメール等による周知で公害・大気の認定患者の方々の参加率が増加している。今後さらに参加率を上げる工夫を続ける必要がある。	引き続き受講者の増加を目標とし、日時や時間帯などの開催方法や周知方法を前年度のアンケートなどを参考に検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況議（要旨） 会質 問状	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	水泳教室	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	丸山 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-02	水泳教室					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。						
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住の小学1年生から小学6年生（募集50名、S60年度～H20年度）。平成21年度からは回数及び対象を拡大し小学1年生から中学3年生（募集各50名）として開催。平成24年度からは対象をさらに拡大し5歳児から中学3年生として開催している。						
内容	実施時期	平成26年6月26日～10月9日 週1回計9回（毎週木曜） 8月は休み					
	実施場所 定員 参加方法 医療体制 実施体制 事業区分	荒川総合スポーツセンター 大・小プール 40名（対象：5歳児～中学3年生のぜん息患者） 対象者に個別通知及び区報掲載により募集 （主治医の意見書及び医師による事前健診の判断等により、参加者の可否を決定） 毎回実施前に医師の健診及びピークフロー測定を行う。 実施後、ピークフロー測定をし、必要に応じて医師の健診を行う。 医師1名、看護師1名、水泳指導員5名及び事務局 公害健康被害予防事業					
経過	平成11年度より、対象年齢の公害認定患者が0名となり、参加者は、都大気汚染健康障害医療助成者となる。 平成16年度から主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。平成17年度に医師・看護師の謝礼を戻した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し増額した。平成21年度より転地療養事業終了に伴い、対象年齢を（旧小1～小6→新小1～中3）広げ、前期・後期の開催とした。平成23年度より指導員を6名から5名に減らした。平成24年度より対象年齢を5歳児～中3とした。 実績：平成19年度 参加41名 平成20年度 参加19名 平成21年度 参加者のべ30名 平成22年度 参加者のべ32名 平成23年度 参加者13名 平成24年度 参加者16名 平成25年度 参加20名 平成26年度 参加20名						
必要性	水泳は、気管支ぜん息の治療に適した運動療法として広く普及し、水泳を中心とした運動療法は、体力・運動能力向上による身体機能回復の面ばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 前期・後期（1教室5回×2回）実施。受付時体温測定及びピークフロー実施のうえ、医師の診察を受けてから水泳教室を開始。技術力により4班から5班に分けて指導員が水泳を教える。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	2,507	2,507	2,132	1,533	1,401	1,379
①決算額（27年度は見込み）		2,108	2,139	1,507	1,371	1,360	1,186	1,369
②人件費等		2,932	3,610	3,782	4,666	4,339	3,591	
③減価償却費			1,598	2,022	2,582	2,535	2,113	
【事務分担当量】（%）		50	55	65	80	75	65	
合計（①+②+③）		5,040	7,347	7,311	8,619	8,234	6,890	1,369
特定財源	国	1,936	2,094	1,737	1,510	1,576	1,357	1,577
	都							
	その他							
	一般財源	3,104	5,253	5,574	7,109	6,658	5,533	-208
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	参加人数	33	32	13	16	20	20	25
	大気認定患者対象者数	256	190	136	83	51	37	16

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師・指導員謝礼等	1,080	報償費	医師・指導員謝礼等	959	報償費	医師・指導員謝礼等	1,080
使用料等	施設使用料	243	需用費	消耗品費	23	需用費	消耗品費	38
需用費	消耗品費	29	役務費	郵便料	8	役務費	郵便料	7
役務費	通知等郵送料	8	使用料等	施設使用料	196	使用料等	施設使用料	244

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 参加者数(人)	16	20	20	25	25	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年・中学生参加者の減少。特に中学生参加者。（保護者が仕事で送迎出来ない。既に水泳教室に通っている。塾や部活動で忙しい。） ・医師、看護師の確保が困難。 ・大気汚染健康障害者に対する医療費の助成利用者の減少（子ども医療費助成等）でぜん息の児童の把握が困難となっている。
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） * 未実施区 北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 2区（練馬・杉並）実施」

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区立保育園やひろば館など区の施設にチラシ・ポスターを配布し新規参加者の確保を目指す。	周知により参加者数は昨年と同数であったが、参加者が固定化されつつある。新規の参加者を幅広く募るような周知方法の検討が必要。	参加者だけでなく、医師・看護師・指導員のアンケートを参考により良い周知方法と効果的な教室運営を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務である。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	通知等郵送料	36	報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	39
報償費	講師謝礼	26	需用費	消耗品費	13	需用費	消耗品費	14
需用費	消耗品費	12	役務費	郵便料	40	役務費	郵便料	62

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加率（%）	0.068	0.085	0.073	0.9	0.9	参加者/対象者
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。 公害認定患者以外にも、気管支ぜん息等を患っている患者や、家族対象に興味の持てる講座を計画する。 平日忙しく参加が難しい患者を考慮し、土休日開催についても検討する必要がある。
	<p>（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）</p> <p>* 旧指定地域未実施区 中央区 港区 練馬・世田谷・中野・杉並は旧指定地域ではないため、実施無し。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	認定患者やぜん息患者が関心を持つテーマについての講演を依頼する。	アンケートによれば、26年度の満足度はとても高い。さらに多くの認定患者、ぜん息に興味を持つ方々に周知し、参加を促していきたい。	周知方法を含め、今後の事業の在り方について検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等含めて検討する。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	家庭療養指導	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	鎌田
							424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-04	家庭療養指導					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		52年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	保健師が公害認定患者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。						
対象者等	公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						
内容	主な訪問対象者	①病状が悪化傾向にある者 ②在宅酸素療法患者等、病状把握の必要な者 ③病気に対し、家庭の理解が浅い者 ④日常生活の管理が充分でない者					
	実施方法	・選定した患者宅に事前連絡し、保健師が訪問し話を聞き状況に合わせ助言する。 ・梅の木会（患者会）を公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を中心に生活の質が向上することを目的として、結成された。 H27は会員11名。毎月1回（8月・2月は休み）集まって呼吸筋のストレッチ体操や散策、栄養教室等を行なっている。					
経過	年間訪問件数	平成16年度	80件	平成17年度	119件	平成18年度	48件
		平成19年度	107件	平成20年度	82件	平成21年度	91件
		平成22年度	92件	平成23年度	82件	平成24年度	80件
		平成25年度	80件	平成26年度	67件		
必要性	認定患者の高齢化（65歳以上30.5%）で、相談のため保健所まで来所する事が困難なケースも少なくない。生活の場で状況に応じた時間で面接指導する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		7	7	6	6	6	7	7
①決算額（27年度は見込み）		3	3	5	3	5	6	7
②人件費等		856	977	818	813	868	887	
③減価償却費			1,017	933	968	1,014	975	
【事務分担当】（%）		35	35	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		859	1,997	1,756	1,784	1,887	1,868	7
特定財源の推移	国	保健福祉事業費納付金						
	都	266	296	249	260	269	149	149
	その他							
	一般財源	593	1,701	1,507	1,524	1,618	1,719	-142
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	延べ訪問件数	91	92	82	80	80	67	80
	被認定患者数	727	697	671	643	626	626	616

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	5	需用費	消耗品	6	需用費	消耗品	6
役務費	通知等郵送料	0				役務費	通知郵送料	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	訪問件数	80	80	67	80	80	対象は65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者
②							
③							

（問題点・課題分析）	・被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化になるとともに、訪問時間がかかるケースが増大している。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、高齢者福祉課等関係部署と療養支援の調整を図っていく。	高齢者福祉課等関係部署と療養支援の調整を図った。	施設入所者の増加が見込まれることから、関係部署との調整・連携をさらに図っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況（要旨）	議（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	長野
							424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例（東京都）			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。						
対象者等	都の区域内に引き続き1年（3歳未満は6ヶ月）以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者。平成20年8月1日より年齢制限撤廃（但し18歳以上は気管支ぜん息、禁煙者）						
内容	<p>条例に基づき、対象疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症）患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回（年12回）開催する。</p> <p>審査会委員構成 5名（医学5名〔内1名保健所長〕）</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>（平成27年3月末現在患者数）※都認定患者数（18歳以上）：83,508名</p> <p>認定患者数： 1,557名（18歳未満 92名、18歳以上 1,465名）</p> <p>18歳以上認定者の内：65歳以上：213名（14%）、75歳以上：160名（10%）</p> <p>* 助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。（申請受理1件あたり1,770円）</p> <p>* 制度改正に伴い平成26年度のみ都交付金あり</p>						
経過	<p>（昭和47年10月 医療費助成制度施行〈東京都〉）</p> <p>昭和63年3月 公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>平成15年1月 都条例施行規則改正の施行主な改正点 申請等に係る各様式及び添付書類等の変更 新規申請時の診断書及びレントゲン添付から主治医診断報告書の提出への簡素化及び従前使用の様式についての表記内容の変更等</p> <p>* 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。但し、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。</p> <p>* 平成27年3月末 条例改正により、18歳以上の者の新規認定が終了となった。</p>						
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		1,420	1,460	1,478	1,573	1,517	2,037	1,275
①決算額（27年度は見込み）		1,238	1,430	1,356	1,365	1,465	1,693	1,275
②人件費等		6,027	6,505	10,586	7,706	6,961	7,487	
③減価償却費			2,760	3,888	3,227	3,380	3,251	
【事務分担量】（%）		95	95	125	100	100	100	
合計（①+②+③）		7,265	10,695	15,830	12,298	11,806	12,431	1,275
特定財源	国							
	都	大気汚染健康障害者医療費助成制度改正に伴う市町村臨時交付金						
	その他						1,169	
一般財源		7,265	10,695	15,830	12,298	11,806	11,262	1,275
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	認定患者（18歳未満）	331	264	206	156	116	113	110
	認定患者（18歳以上）	745	956	1,058	1,175	1,266	1,423	1,400

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査委員報酬	1,156	報酬	審査委員報酬	958	報酬	審査委員報酬	978
需用費	事務用品・帳票	159	需用費	事務用品・帳票	81	需用費	事務用品・帳票	145
役務費	郵送料	150	役務費	郵送料	168	役務費	郵送料	152
			委託料	システム改修委託費	486			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 審査件数	52.1	58.1	69.3	60.0	60.0	審査件数(年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	平成15年1月の都条例施行規則改正が施行されたことに伴い、申請書類(主治医診断報告書・健康状態に関する申告書・生活環境に関する質問票)が増えたことにより、新規及び更新申請の手続きが複雑・煩雑化し、1件あたりに係る所要時間が増大した。 手続きの簡素化並びに公害保健システムにあわせて大気汚染事務についても20年7月に、システム化を図った。 平成19年度より、子ども医療費助成制度(小学生から中学生すべて)の新設により大気の新規申請及び更新申請が減少した。平成20年8月より年齢制限撤廃のため認定患者数が増加した。 平成26年度末に18歳以上の新規認定が終了となった。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	18歳以上の新規認定の終了に向けて、患者及び区民への周知を図る。	18歳以上の新規認定終了に向け、患者及び区民への周知を行い新規患者増となった。	18歳以上の新規認定の終了に伴い事務処理を適正に行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	都条例に基づく事務

況 (要旨) 議 会 質 問 状	平成21年1定	現在の申請者数及び当初の総定数について
	平成21年1定	申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について
	平成21年1定	医療機関における申請書の配付について
	平成21年1定	診断書にかかる費用について

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業	部課名	健康部保健予防課	課長名	関		
		担当者名	丸山	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-02-05	インフルエンザ予防接種費用助成事業				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	被認定者の定期予防接種の促進を図ることで、被認定者の健康の保持に寄与することを目的とする。						
対象者等	荒川区公害認定患者（区外在住者も対象） 平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とした（平成24年度までは65歳以上の認定患者が対象）。						
内容	対象者：①荒川区の公害認定患者であること。 ②生活保護法等に基づく他の制度による当該予防接種費用の自己負担に係る全額助成を受けていないもの。 ③インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方。 助成金額：定期予防接種に係る自己負担額を助成。 助成回数：1回 平成26年度実施期間：26年10月1日～27年1月31日 平成26年度申請締切：27年2月13日 請求方法：公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。						
経過	平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とする。 申請者数：21年3月末 111件（49%） 65歳以上の患者228名（平成19年度は93件） 22年3月末 104件（内区外4名含む）（46.4%） 65歳以上の患者224名 23年3月末 95件（43.4%） 65歳以上患者219名 24年3月末 99件（48.1%） 65歳以上の対象者206名 25年3月末 98件（50.3%） 65歳以上の対象者195名 26年3月末 65歳以上 97件（50.0%） 対象者 195名 64歳以下 104件（23.9%） 対象者 436名 27年3月末 65歳以上 92件（49.7%） 対象者 185名 64歳以下 108件（25.3%） 対象者 427名						
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		278	333	274	269	806	802	718
①決算額（27年度は見込み）		242	228	234	230	598	603	718	
②人件費等		1,629	1,744	1,694	1,652	2,097	1,931		
③減価償却費			581	622	645	1,183	813		
【事務分担量】（%）		20	20	20	20	35	25		
合計（①+②+③）		1,871	2,553	2,550	2,527	3,878	3,347	718	
特定財源	国	保健福祉事業費納付金（保健予防課）	182	179	168	171	604	452	538
	都								
	その他								
	一般財源		1,689	2,374	2,382	2,356	3,274	2,895	180
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	助成件数	104	95	99	98	203	200	219	
	65歳以上被認定患者数	224	219	206	195	199	185	188	
	64歳以下被認定患者数					436	427	416	
	接種率（65歳以上）（%）	0.464	0.434	0.481	0.598	0.320	0.497	0.5	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	助成費	544	需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	4
役務費	郵送料（周知用）	52	役務費	郵便料	58	役務費	郵便料	57
需用費	消耗品（用紙類）	2	扶助費	助成費	541	扶助費	助成費	657

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値（28年度）	
標	① 助成件数	98	203	200	205	250	全対象患者の40%
	② 接種率（65歳以上）（%）	50.3	49.7	49.7	50.0	50.0	助成申請者/対象者
	③ 接種率（64歳以下）（%）	0	23.8	25.3	27.0	30.0	助成対象者/対象者

（問題点・課題分析）	国と都の制度が異なるため、同じ疾病（気管支ぜん息等）でも大気医療助成患者にはインフルエンザ予防接種費用の自己負担金の助成制度がない。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 旧指定地域（練馬・杉並・世田谷・中野を除く）で実施済。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	25年度より費用助成対象者を全年齢に拡大したため、患者への周知を徹底する。	対象者全員への通知と保健師通信で周知したが、64歳以下の接種率は未だ低い。対象が全年齢に拡大したことを周知徹底する必要がある。	支払いに遅滞が出ないように、円滑に助成事務を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況議（要旨） （要旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当人名	今田 内線 430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	後天性免疫不全症候群予防対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠法令等	感染症予防法、特定感染症予防指針		
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。						
対象者等	区民						
内容	正しい知識の普及 ・中学校生徒等を対象にした健康教育 ・依頼による健康講座への講師派遣 ・区民へのパンフレットの配布 ・電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施						
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施。 ・平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施。 ・平成23年度から26年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・平成27年度は、区立中学校5校で講演会を実施予定。						
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） HIV検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体検査は健康安全研究センターに依頼している。なお、検査手数料については感染症予防対策費で執行している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		226	226	550	226	226	225
①決算額（27年度は見込み）		211	166	279	190	166	160	225
②人件費等		3,257	3,924	3,388	2,891	2,994	2,781	
③減価償却費			1,307	1,244	5,970	1,217	1,170	
【事務分担量】（%）		40	45	40	35	36	36	
合計（①+②+③）		3,468	5,397	4,911	9,051	4,377	4,111	225
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源							
		62	59	65	112	112	112	111
		3,406	5,338	4,846	8,939	4,265	3,999	114
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	HIV検査件数	50	71	55	50	63	64	95
	電話相談	102	104	132	89	88	81	86
	来所相談	95	152	116	109	130	129	123
	中学校対象エイズ教育講演会	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	予防教育講師謝礼	123	報償費	予防教育講師謝礼	118	報償費	予防教育講師謝礼	130
役務費	受信専用電話使用料	32	需用費	保健所マップ・事務用品	10	需用費	採血用品・教材等	62
需用費	図書・湿度計等	11	役務費	受診専用電話使用料	32	役務費	受診専用電話使用料	33

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 中学生等対象エイズ教育講演会（回）	5	5	5	5	5	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	② 中学生等対象エイズ教育講演会参加者数（人）	497	506	552	600	700	中学校在学中全員が受講する。
	③ 区報掲載数（回）	2	2	2	2	2	

（問題点・課題分析）	H I V感染者が増加する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見・差別の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要が重要である。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。					

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	講演会の内容の充実を図り、より正しい知識の普及啓発を行う。	H I V検査の重要性及び予防の大切さ等を中学生を対象とした講演会や区報掲載等で区民への周知を図った。	学校及び地域の関係者の協力のものと、普及啓発の強化に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	国の法定事務であり、エイズ患者及びH I V感染者の発生の減少のため重要である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	感染症予防対策費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	今田 内線 430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	感染症予防対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 11年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。						
対象者等	感染症に罹患した、あるいは罹患した恐れのあるもの（区内医療機関より届出があったものについては、勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）						
内容	感染症の発生予防及びまん延防止に必要な調査・措置指導を人権に配慮して実施。 （検査内容） ○緊急肝炎ウイルス検査事業、HIV検査、クラミジア抗体検査、疫学調査の際に採取した検体の検査（検体搬送手段） ○バイク便を活用（患者の移送） ○結核等感染症患者を移送するため、委託契約を締結し民間移送業者を活用						
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症審査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信として、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。						
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であるため、調査・検査等の実施により感染拡大防止の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） HIV検査、クラミジア抗体検査、積極的疫学調査での問診・検体採取等は保健所で実施し、検体検査、緊急肝炎ウイルス検査、バイク便、患者移送は外部委託している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	9,269	10,586	9,619	9,000	8,004	8,106
①決算額（27年度は見込み）		7,672	8,693	6,579	7,096	5,387	6,301	7,694
②人件費等		8,958	13,342	13,973	11,566	11,807	14,678	
③減価償却費			4,445	5,132	4,518	5,239	6,177	
【事務分担当量】（%）		110	153	115	140	155	190	
合計（①+②+③）		16,630	26,480	25,684	23,180	22,433	27,156	7,694
特定財源	国 特定感染症検査等事業費等	1,236	1,351	1,525	1,743	2,691	2,756	3,373
	都							
	その他							
	一般財源	15,394	25,129	24,159	21,437	19,742	24,400	4,321
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	0
	細菌検査	3,338	3,525	3,005	2,892	2,487	2,408	3,060
	性感染症等検査	45	67	52	48	54	46	95

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	性感染症検査委託等	5,125	需用費	検査器具・印刷製本等	153	需用費	検査器具・図書・事務用品等	211
需用費	検査器具等	125	役務費	郵便料・FAX使用料	158	役務費	郵便料・FAX使用料	180
役務費	郵便料	137	委託料	検査委託・検体搬送業務委託等	5,394	委託料	検査委託・検体搬送業務委託等	7,078
負担金補助等	移送料	0	負担金補助等	日本結核病学会	10	負担金補助等	感染症検査協議会分担金等	134
扶助費	入院医療給付費等	0	償還金利子等	国庫負担（補助）金返還金	586	扶助費	入院医療給付費等	91

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 感染症連絡会の開催（回）	1	1	1	1	1	
	② 小児感染症発生情報配信（か所）	86	86	86	86	86	今後の新設箇所も配信対象とする。
	③						

（問題点・課題分析）	感染症胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症等、様々な感染症が多発しており、時に集団感染事例や重症者の発生も起こる。このような事例を未然に防ぐためには、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	発生状況の早期把握及び感染拡大防止のため、施設職員等への基本的知識を習得し、対策の理解を図る。	関係施設の職員等を対象に感染症全般に関する説明会を実施し、適切に対応できるよう周知を図った。	さらに区内関係機関連絡会や講習会等を開催し、感染症の発生予防及びまん延防止対策を図る。
②	引き続き区内各関係機関との情報の共有化を図る。	各関係機関との情報を密にして、適切に安全管理の周知を図った。	区内各関係機関との情報の共有化を図り、感染拡大防止に務める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 さまざまな感染症のまん延防止対策は最重要課題である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	新型インフルエンザ対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	本田
							内線
							430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-01-01	新型インフルエンザ等対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		20年度	根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	新型インフルエンザが発生した場合に区民の生命を守る。						
対象者等	区民						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。 ・ 講演会開催により新型インフルエンザ対策の周知啓発を行う。 ・ インフルエンザ区独自定点（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。 ・ 対応訓練用及び医療用資器材の充実を図る。 						
経過	<p>平成21年4月、インフルエンザ(H1N1)2009がメキシコで発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置 ・ 第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」(230,447千円)を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了{接種費用助成者数20,556人(23.8%)} <p>平成22年10月1日新型インフルエンザワクチン(3価)接種開始(助成者数40,006名)※健康推進課担当</p> <p>平成23年3月31日新型インフルエンザ(A/H1N1)は季節性インフルエンザとしての扱い。</p> <p>平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定(平成25年4月施行)</p> <p>平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定。※総務企画課</p> <p>平成26年10月荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。</p>						
必要性	新型インフルエンザ(H5N1型)における荒川区の被害想定では、区民の約30%の62,000人が感染し、感染者のうち230人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	243,332	5,786	1,447	497	470	474
①決算額(27年度は見込み)		72,297	497	1,252	392	388	381	619
②人件費等		17,916	6,976	6,775	4,544	3,160	3,322	
③減価償却費			2,324	2,488	1,775	1,284	1,398	
【事務分担当量】(%)		220	80	80	55	38	43	
合計(①+②+③)		90,213	9,797	10,515	6,711	4,832	5,101	619
特定財源	国							
	都	東京都新型インフルエンザ臨時補助	13,851					
	その他							
	一般財源		76,362	9,797	10,515	6,711	4,832	5,101
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	講演会開催	2	3	2	2	2	2	2
	区報	1	0	0	0	0	0	0
	課・所訓練(シミュレーション)	1	1	1	1	1	1	1
	荒川区ホームページ掲出	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼・定点謝礼	343	報償費	講師謝礼・定点謝礼	342	報償費	講師謝礼・定点謝礼	419
需用費	N95マスク等購入	27	需用費	N95マスク等購入	18	需用費	N95マスク等購入	34
役務費	携帯電話用プリペイドカード	18	役務費	携帯電話用プリペイドカード	20	役務費	携帯電話用プリペイドカード	21
						委託料	患者移送	145

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 講演会開催（回）	2	2	2	2	2	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回
	② 課・所訓練(シミュレーション) (回)	1	1	1	1	1	
	③ リーフレット・区報特集号発行 (回)	0	0	0	0	1	平時はホームページ等で情報提供

（問題点・課題 指標分析）	21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009では、健康危機対策本部を速やかに立ち上げ対策を講じた。本部のもと各関係の部課等での連携は十分図られた。今後は、新型インフルエンザ等特別措置法の成立を踏まえ策定した、荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、強毒型の新型インフルエンザ等発生時を想定した対策の整備とともに、より一層の連携を構築するため、各関係機関との情報の共有化を図る必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。	医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の検討を行った。	荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療従事者等への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。
②	引き続き新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。	新型インフルエンザ対策の啓発活動に努めた。	新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 新型インフルエンザのまん延防止対策は最重要課題である。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	本田 内線 430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	結核検診					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。						
対象者等	①簡易宿泊所等に宿泊する者 ②患者の家族及び患者と接触があった者 ③区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）						
内容	①簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 ②患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。 ③区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校学生の胸部X線撮影を検診車により実施する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。 平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。 平成16年度業態者検診は廃止する。 平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。 平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法二類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。 平成26年度、日本語学校検診2回実施（4月、10月）延べ受診者数3,520人 平成26年度、ハイリスク検診1回（10月）受診者数80人						
必要性	結核のまん延防止のために重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①③対象者－X線検診車、CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 ②対象者－検査業務の一部を外部医療機関に委託して実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	3,895	3,650	4,392	4,411	3,664	4,067
①決算額（27年度は見込み）		3,140	2,893	2,709	3,700	2,512	3,038	3,431
②人件費等		6,515	9,121	12,675	8,261	8,751	10,043	
③減価償却費			3,631	5,287	3,227	3,887	4,226	
【事務分担量】（%）		80	125	170	100	115	130	
合計（①+②+③）		9,655	15,645	20,671	15,188	15,150	17,307	3,431
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	7,448	14,385	19,520	13,888	13,177	15,946	2,292
実績の推移	結核検診（ハイリスク検診）	97	76	91	67	67	80	100
	患者家族・接触者検診	613	456	256	460	290	390	490
	日本語学校検診日数	3	6	5	6	6	6	5
	日本語学校受診者数	1,003	2,416	1,706	1,986	2,734	3,520	2,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	検査委託費等	1,865	賃金	読影・QFT医師雇上げ	277	賃金	読影・QFT医師雇上げ	333
賃金	読影・QFT医師雇上げ	305	需用費	検診用消耗品等	192	需用費	検診用消耗品等	325
需用費	検診用消耗品等	195	役務費	事業所連絡用郵便料	90	役務費	事業所連絡用郵便料	102
役務費	事業所連絡用郵便料	107	委託料	検査委託費等	2,478	委託料	検査委託費等	2,671
償還金利息等	平成24年度補助金返還金	40						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 日本語学校検診率（%）	98.1	87.4	87.6	100	100	受診者／対象者
	② ハイリスク検診（人）	67	67	80	100	100	受診数
	③ 接触者・患者家族健診（%）	100	100	100	100	100	受診者／対象者

（問題点・課題 指標分析）	<p>区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者健診は重要である。結核発生があった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者の把握が課題となっている。</p> <p>り患率（24年：全国16.3 荒川34.0 25年：全国16.1 荒川24.8） （り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き結核のまん延防止を図る。	施設入所者で車いす利用者を介助し、受診してもらった。	日本語学校独自で検診ができないか等検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	改善・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 結核り患率減少のため重要である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	福嶋
				内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	患者管理					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠法令等	感染症法第53条の12、13、15		
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。						
対象者等	①結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く）②治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。						
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。						
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（直接服薬支援）を開始。 平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。						
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ① 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） ② 所内での検査が原則だが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		1,059	1,129	1,333	1,326	1,260	1,222	1,218
①決算額（27年度は見込み）		690	990	1,185	1,142	1,044	876	1,218	
②人件費等		7,329	19,551	18,301	11,813	11,246	14,291		
③減価償却費			7,698	7,775	4,614	4,901	6,014		
【事務分担量】（%）		90	265	210	143	145	185		
合計（①+②+③）		8,019	28,239	27,261	17,569	17,191	21,181	1,218	
特定財源の推移	国	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金	1	7	23	21	40	48	111
	都								
	その他								
	一般財源		8,018	28,232	27,238	17,548	17,151	21,133	1,107
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	定期病状調査報告数	131	216	274	283	253	211	290	
	管理検診受診者数	23	78	98	93	146	141	143	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便料、報告手数料	835	報償費	レントゲン現像料	11	報償費	レントゲン現像料	16
需用費	喀痰検査材料等	206	需用費	喀痰検査材料等	155	需用費	喀痰検査材料等	198
報償費	レントゲン現像料	3	役務費	郵便料、報告手数料	710	役務費	郵便料、報告手数料	960
委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	44

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合	9.1	4.0		5.0	5.0	結核患者の治療失敗・脱落率（単位%） ※年単位
	② 本人・家族面接等	1	1	1	1	1	面接者数／結核新規登録者数
	③						

（問題点・課題 指標分析）	東京都結核予防推進プラン2012において、平成27年までの目標値として、治療失敗・脱落率5%以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%が掲げられており、結核対策の一層の強化を目指している。当区においては、区内でも住所不定者や外国人患者割合が多いため、より丁寧な患者管理を行う必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	DOTS（直接服薬確認療法）を推進するため、医療機関等とのネットワークの構築を図る。	医療機関等と密接に連携し、患者の受診状況や服薬情報を確認することで、DOTSの推進を図ることができた。	様々な服薬支援の方法や関係機関との連携を検討し、効果的な治療完遂の一層の充実を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 結核り患率減少のため重要である。

況 議 （要 会 質 問 状）	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	感染症診査協議会（結核部会）	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	福嶋
				内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-02	感染症診査協議会（結核部会）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠法令等	感染症法第18条, 19条, 20条, 24条, 37条, 37条の2			
終期設定	○有 ●無						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	①入院勧告・就業制限の報告及び入院勧告の延長の診査等 ②医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査						
対象者等	結核患者						
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院の勧告・措置・延長並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。						
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症法が改正され、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。						
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 原則毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,976	2,929	2,982	2,982	2,982	2,968
①決算額（27年度は見込み）		2,684	2,807	2,833	2,770	2,831	2,566	2,968
②人件費等		4,479	3,924	2,964	3,304	2,079	1,931	
③減価償却費			1,307	1,089	1,291	845	813	
【事務分担量】（%）		55	45	35	40	25	25	
合計（①+②+③）		7,163	8,038	6,886	7,365	5,755	5,310	2,968
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		7,163	8,038	6,886	7,365	5,755	5,310
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	開催数	24	24	24	24	24	23	23
	第37条の2診査	132	122	119	122	95	106	101
	第19条及び20条診査	105	115	84	85	52	60	56

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	2,768	報酬	委員報酬	2,523	報酬	委員報酬	2,907
旅費	委員費用弁償3名分	46	旅費	委員費用弁償3名分	43	旅費	委員費用弁償3名分	52
需用費	図書等、賄い飲料	17	需用費	図書等	0	需用費	図書等	9

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	診査件数	207	147	166	173	180	診査予定件数（件）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行うことが必要となった。その場合は、委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。72時間以内の手続きが必要となるため、休日前・休日中等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	迅速診査会の適切な実施のため、最新の連絡先等を正しく把握し、確実な連絡体制を整備する。	委員全員の最新の連絡先等を正しく把握し、確実な連絡体制を整備し、迅速診査会を適切に実施した。	適宜必要な確認を行い、確実な連絡体制を維持していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	本田
							430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-03	医療扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	関する法律第40条		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。						
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。						
内容	感染症法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。						
経過	平成19年4月から、感染症法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。						
必要性	感染症法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		38,859	32,270	24,497	21,887	21,538	17,353	17,484
①決算額（27年度は見込み）		19,495	26,300	15,884	17,516	10,428	14,876	17,484
②人件費等		1,628	872	1,694	1,652	416	773	
③減価償却費			291	622	645	169	325	
【事務分担当】（%）		20	10	20	20	5	10	
合計（①+②+③）		21,123	27,463	18,200	19,813	11,013	15,974	17,484
特定財源	国	11,411	15,505	14,334	12,476	9,076	7,486	12,500
	都							
	その他							
	一般財源	9,712	11,958	3,866	7,337	1,937	8,488	4,984
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	国保請求数	509	484	529	573	462	545	573
	社保請求数	464	493	508	456	349	292	455
	療養費			1	1		1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	結核医療費	9,968	委託料	事務費	64	委託料	事務費	91
償還金利子等	平成24年度分国庫負担金返還	398	扶助費	結核医療費	12,917	扶助費	結核医療費	17,393
委託料	事務費	62	償還金利子等	平成25年度分国庫負担金返還	1,894			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 第37条の2受診件数	946	754	766	852	889	3～2月診療分 目標値は4か年平均
	② 第37条受診件数	83	57	71	77	84	3～2月診療分 目標値は4か年平均
	③						

問題点・課題 (指標分析)	医療費を公費負担する際には「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要であり、これに基づき、診査会（毎月2回）にかけなければならないが、患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合が多い。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	単身者が入院の際、税務署等に出向くことが困難な場合、委任状を活用して課税情報を確認する。	税務署等に出向くことが困難な事例に対して、委任状を活用して課税情報を確認し、患者が安心して治療が受けられる環境作りに努力した。	税務署等に出向くことが困難な事例の場合、委任状を活用して課税情報を確認できるようにする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の法定事務

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	育成医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	本田 内線 430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-04	育成医療給付					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	障害者総合支援法第52～58条、障害者総合支援法施行令第27～35条等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	05 小児医療の充実					
目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。						
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるもの。						
内容	<p>（申請方法等）</p> <p>育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を提出する。給付を決定した場合は、支給（変更）認定通知書、受給者証、自己負担上限額管理票を保護者に交付する。</p> <p>（給付の内容）</p> <p>指定医療機関での診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合、医療保険各法による給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度が設定されている。</p>						
経過	<p>平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により、審査・認定・受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。</p> <p>平成25年度から都道府県並びに指定都市及び中核市が処理する育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給等の事務が全ての市町村へ委譲されたため、都区制度改革に基づき実施していた形から、区が実施主体として行う事務へと変更になった。</p>						
必要性	障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることで、生活能力を取得し、自立した生活が可能となるように支援することが求められている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		2,422	2,021	2,249	9,591	2,103	2,674	1,852
①決算額（27年度は見込み）		2,247	1,919	1,437	4,885	836	1,337	1,852
②人件費等		1,221	1,831	847	826	832	773	
③減価償却費			610	311	323	338	325	
【事務分担当量】（%）		15	21	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		3,468	4,360	2,595	6,034	2,006	2,435	1,852
特定財源の推移	国					597	608	924
	都							
	都 障害者医療費国庫負担金							
	都 自立支援医療支給事業交付金	2,247	1,865	1,436	4,884	303	273	462
その他								
一般財源		1,221	2,495	1,159	1,150	1,106	1,554	466
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	申請件数	17	18	14	13	6	6	10

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	医療費	835	需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	1
委託料	事務費	1	委託料	事務費	1	委託料	事務費	3
需用費	消耗品	0	扶助費	医療費	1,093	扶助費	医療費	1,848
			償還金利子等	25年度分国庫負担返還金	242			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 自立支援（育成医療）認定者	13	6	6	10	10	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<p>育成医療の申請は、所得制限の導入、自己負担限度額の設定等件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。</p> <p>区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成事業」を選択する対象者が増加しているのではと推測される。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「子ども医療助成事業」は他法優先であり、育成医療が優先される事への区民の理解を求めていく。	「子ども医療助成事業」は他法優先であり、育成医療が優先される事への区民の理解を求めた。	子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明する事で、子どもの医療費に係る区民の理解を高めるよう努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	身体に障害のある児童等の自立を支援するため必要な事業である。

況議 (要旨) 会 質 問 状	
--------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	療育医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	関		
		担当者名	本田	内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-04-03	療育医療給付				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	児童福祉法20条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	05	小児医療の充実				
目的	骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。						
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。						
内容	<p>（申請方法） 療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。</p> <p>（給付内容） 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条の2による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。</p>						
経過	<p>平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所については申請受付、東京都への進達事務を行っていた。</p> <p>平成12年度からは、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区に事業が移行され、審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。</p>						
必要性	結核に罹患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		107	107	107	107	107	107	107
①決算額（27年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	107
②人件費等		407	87	85	0	83	77	
③減価償却費			29	31	0	34	33	
【事務分担量】（%）		5	1	1	0	1	1	
合計（①+②+③）		407	116	116	0	117	110	107
特定財源の推移	国							
	都	療育給付事業交付金	0	0	0	0	0	98
	その他	一部負担金	0	0	0	0	0	6
	一般財源		407	116	116	0	117	110
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	申請件数	0	0	0	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	診査事務委託基金	0	委託料	調査事務委託基金	0	委託料	調査事務委託基金	1
扶助費	医療費、学用品	0	扶助費	医療費、学用品	0	扶助費	医療費、学用品	106

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 申請件数	0	0	0	1	1	実績及び推計数値
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	特別区に事務移管された平成12年度から26年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区において実績が出た場合に備え、実施体制を整備している。	荒川区において実績が出た場合に備え、実施体制を整備している。	荒川区において実績が出た場合に備え、実施体制を整備している。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	結核り患児の入院費用等を助成する事業である。申請はないが、制度が存続するため現状を維持する。

議会 (要旨) 質問状	
-------------------	--